

公益財団法人松山市スポーツ協会国体振興事業優秀選手合宿・遠征補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人松山市スポーツ協会が、国体に向け松山市における中高生のスポーツ選手を強化育成するため、本会の加盟団体（以下「団体」という。）が行う強化育成事業に要する経費の一部に対する補助金（以下「強化費」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 強化費は、国体正式競技種目で、県外で宿泊を伴う合宿・遠征に対し交付する。

(強化費の額)

第3条 会長は、1競技種目1回に限り予算の範囲内で強化費を交付する。

2 強化費の額は、1人につき5,000円を上限とし、前条に定める強化育成事業を実施する選手の数とする。（ただし、松山市内にある学校に在学するもの。）

(強化費の交付申請)

第4条 強化費の交付を受けようとする団体は、強化育成事業実施日の2週間前までに会長に強化費交付申請書（第1号様式）を提出しなければならない。

(強化費の交付決定)

第5条 会長は、前条の規定による申請書を受理したときは、内容を審査のうえ交付の可否を決定し、強化費交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(強化費の交付)

第6条 強化費は、強化育成事業実施前に全額交付する。

2 強化費の交付決定を受けた団体は、強化費の交付を受けようとするときは、請求書（第3号様式）を提出しなければならない。

(委 任)

第7条 この要綱の施行に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公益財団法人松山市体育協会の移行登記の日（平成24年7月4日）から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 30 年 6 月 4 日から施行する。